

上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（児童扶養手当受給世帯分）の支給に関する規則をここに公布する。

令和7年8月18日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第51号

上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（児童扶養手当受給世帯分）の支給に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、児童扶養手当を受給している子育て世帯に対する生活支援を行うため、上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（児童扶養手当受給世帯分）（以下「給付金（児童扶養手当受給世帯分）」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金（児童扶養手当受給世帯分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）とする。

(1) 令和7年6月16日（以下「基準日」という。）において、次のいずれにも該当する者

ア 本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給が決定している者（法第13条の2の規定に基づき手当の全部を支給しないこととされている者を除く。以下「手当受給者」という。）

(2) 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間において、次のいずれにも該当する者

ア 本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 手当受給者である者

(3) 基準日から令和8年3月31日までの間において、DVによる避難又は施設入所等の事情により、本市に住所はないが、本市に居住実態がある者で、手当受給者

2 前項の規定にかかわらず、給付金（児童扶養手当受給世帯分）は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金（児童扶養手当受給世帯分）の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>前項第1号に該当する支給対象者で、本給付金の支給決定までに死亡したもの又は同項第2号若しくは第3号に該当する支給対象者で、受給資格を確認できた後、本給付金の支給決定までに死亡したもの</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）を監護し、又は養育する者</p>
--	---

(支給額)

第3条 給付金（児童扶養手当受給世帯分）の支給額は、監護等児童1人につき、2万5,000円とする。

2 給付金（児童扶養手当受給世帯分）は、支給額の算定の基礎となる監護等児童1人につき、1回を限度とする。

(支給の方式)

第4条 市長は、支給対象者に対し、給付金（児童扶養手当受給世帯分）を支給する旨の通知を行う。

2 支給対象者は、前項の通知を受けた際、給付金（児童扶養手当受給世帯分）の受給を拒否することができる。この場合において、給付金（児童扶養手当受給世帯分）の受給の拒否をしようとする支給対象者は、市長が別に定める日までに市長が別に定める届出書により届け出なければならない。

3 市長は、前項の届出書の提出がない場合は、給付金（児童扶養手当受給世帯分）の給付を受けることを承諾したものとみなし、支給を決定し、給付金（児童扶養手当受給世帯分）を支給する。

4 給付金（児童扶養手当受給世帯分）の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 児童扶養手当口座振込方式 手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。

(2) 指定口座振込方式 前項の規定により給付金（児童扶養手当受給世帯分）を支給するまでに、支給の決定を受けた支給対象者（以下「支給決定者」という。）が市に前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式をいう。

(3) 窓口交付方式 市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。

(支給の取消し)

第5条 市長が前条第3項の規定による支給決定を行った後、指定口座への振込みが口座解約、変更等の支給決定者の責めに帰すべき事由により令和8年4月30日までに振込みを

完了できない場合は、当該支給決定を取り消すものとする。

(不当利得の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金（児童扶養手当受給世帯分）の支給を受けた者に対し、給付金（児童扶養手当受給世帯分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 給付金（児童扶養手当受給世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年7月15日から適用する。